

○岐阜県総合医療センターにおける医療事故公表基準について

1 目的

岐阜県総合医療センターで発生した医療事故の内容や原因、改善策などを自ら公表することにより、病院運営ならびに医療の透明性を高め、医療事故防止の取組の推進及び他病院等での同種の医療事故の再発防止を目的とする。

2 用語の定義

1) 医療事故

過失の有無を問わず、病院内の建物内や敷地内で医療の全過程において発生する人身事故を言う。

医療事故には、

- ・医療関係者に何らかの過失がある場合（医療過誤）
- ・医療内容に問題がないにもかかわらず起きた場合（過失のない医療事故）

の2つがある。

2) 医療過誤

医療関係者に何らかの過失がある場合を医療過誤という。

3 医療事故等のレベル基準

区分	障害の継続性	内容
レベル5	死亡	事故が死因となった場合
レベル4	恒久的	後遺症が残る可能性が生じた場合
レベル3 b	一過性	濃厚な処置や治療を要した場合
レベル3 a	一過性	簡単な治療・処置の必要性が生じた場合
レベル2	一過性	患者さんへの観察の必要が強化された場合
レベル1	なし	間違ったことを実施したが、患者さんには変化が生じなかった場合
レベル0	—	間違ったことが発生したが、患者さんには実施されなかった場合

4 公表の基準及び公表内容

患者重症度 原因等	レベル5 死亡 (恒久的)	レベル4 障害残存 (恒久的)	レベル3 b 濃厚な治療・処置 を要した事例 (一過性)	レベル0～3 a 軽微な処置・治療 を要した事例又は 影響の認められな かった事例
医療過誤の事例	原則個別公表	原則個別公表	原則、社会的影響 を考慮し、包括的 公表	公表が再発防止策 につながる場合 は、包括的公表
医療過誤でない事例	原則公表しないが、社会的影響がある場合は、包括的公表			
その他、理事長が公表する ことが必要と判断した事例	原則公表しないが、社会的影響がある場合は、個別あるいは包括的公表			

5 公表の手順

公表に際しては、以下のよう行う。

- 1) 個別公表は、記者発表あるいは、当センターのホームページ上で公表する。
- 2) 包括公表は、1年間の該当する事例をまとめて、当センターのホームページで公表する。

6 公表する内容

- 1) 医療事故発生までの経緯、発生時の状況、発生後の処置等、今後の対策

7 公表に当たっての患者さんまたはご家族等への配慮

公表にあたっては、公表内容から患者さんおよびご家族の特定につながらないように配慮する。なお、個別公表に当たっては、患者さん及びそのご家族の意思を最優先に考慮し、事前に患者さん及びそのご家族に公表内容を十分に説明し、原則として了解を得た上で公表する。

附則

このガイドラインは、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

このガイドラインは、平成 22 年 6 月 8 日から施行する。

このガイドラインは、平成 25 年 8 月 6 日から施行する。

このガイドラインは、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。